

平成30年度 公益財団法人秋田県女性会館事業計画書

秋田県女性会館は、昭和36年に開館して以来、一貫して女性の地位向上に向けた活動や学習のための拠点施設としての役割を担ってきた。少子高齢化が進行した現在においては、男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現はさらに重要度を増した喫緊の課題である。

平成25年度から公益財団法人となった当会館では、この課題を解決するための事業の継続とさらなる充実を図るとともに、課題に即した新たな解決策を探究し、その成果を広く県民に啓発していくことが重要であると認識している。

公益財団法人としての当会館を取り巻く状況には厳しいものがあるが、「女性の自発的な学習や活動を推進し、女性が社会の変化に対応して行動できる力を身に付けることによって男女共同参画社会の実現に寄与する事業」を中心に、より公益性の高い事業の展開を図るとともに、男女共同参画推進を目指す今、男女の別なく長期的に広く県民に利用される施設であるための経営改善を行っていく必要がある。

この目標を達成するために、事業実施にあたっては、次の3つの基本方針を掲げ、当会館の機能充実に努めていく。

- 1 今日社会におけるさまざまな課題へ対応するため、男女共同参画の視点をもって女性の自発的な学習や活動等の推進を図るとともに、男女の別なく学習・活動を活発に行うことを支援する。
- 2 女性の学習や活動について、県民のニーズへの対応とともに、他の関係機関、団体・グループ等の指標となりうる先駆的事业の開発や周知に努め、女性会館ならではの講座のブランド化を図る。
- 3 男女共同参画社会の推進を趣旨とした事業を実施する関係機関、女性団体やグループ等との協調を図る。

II 平成30年度の重点施策

当会館の各事業の成果が男女共同参画の進展に貢献し、地域社会の活性化につながるよう、平成30年度の重点施策として次の8点を掲げる。

- 1 男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援を目指し、生涯にわたり、職場・地域・家庭での活動において主体的にキャリアを形成していくための支援事業を展開する。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの視座からの生涯学習講座における学びが学習者の自己実現及び生活意識の向上につながるよう支援するとともに、自己研鑽が地域づくりに貢献する力となるように学習成果の波及に努める。
- 3 生涯学習講座の学習成果の発表を一般県民に向けて公開し、ワーク・ライフ・バランスの視座からの生涯学習の一層の理解と学習意欲の向上を図る。
- 4 女性のエンパワーメントの理念に基づく生涯を通じた女性の健康づくりを支援し、いきいきとした活動的な社会生活・職場生活・家庭生活づくりに寄与する講座を開催する。
- 5 女性のエンパワーメントに必要な情報を収集・整理・提供することにより、男女共同参画への意識啓発を図る。
- 6 男女共同参画推進の課題解決に有効な調査研究を実施する。
- 7 県民のニーズに対応した新たな講座の開発にあたっては、関係機関、女性団体・グループ等と協調を図りながら、それぞれの専門性を活かして企画するように努める。
- 8 経営改善は切迫した問題であり、公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づいて具体的方策を早急に実施する。

Ⅲ 平成30年度 事業実施計画 (平成30年4月1日から31年3月31日まで)

(1) 女性のエンパワーメント支援

女性が社会の変化に対応して主体的に行動する力を身に付けるためのエンパワーメント支援事業を実施することにより、社会の構成員として活躍する基盤作りをするとともに、職場・地域・家庭のあらゆる分野において女性がいきいきと生活できるより良い社会の形成の推進に貢献することを目的とする。

1) 男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援

男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援を目指し、職業活動に活かせる資格取得準備講座等の開発に努めるとともに、生涯にわたり、地域・家庭での活動において主体的にキャリアを形成していくための支援事業を展開する。

資格取得準備講座 (就業支援やキャリアアップのための新たな講座の開拓等)
地域・家庭での生き方の質を高めるライフスキルアップ支援講座(「たてもの探訪の旅」講座、孫育てスキルアップ講座)等
生涯学習の講師をめざす女性への支援 (チャンスの提供)

2) ワーク・ライフ・バランスの視点からの生涯学習講座

ワーク・ライフ・バランスの視点からの生涯学習講座を広く一般県民を対象に開講し、学びが自己実現及び生活意識の向上につながるよう支援するとともに、社会の一員としての自己研鑽が地域づくりに貢献する力となるように学習成果の波及に努めていく。

○ 長期講座 34講座50コース

講座名	コース	講座名	コース
楽しいフラダンス	3	絵画	1
ダンスエクササイズ	1	書道	1
ジャズ体操	1	ソングパル	1
ストレッチジャズ	1	思い出の歌をうたう会	1
ダンベルとストレッチ体操	3	カラオケ	1
スイートエアロ	1	鎌倉彫	1
ゆう子と一緒に元気体操	1	茶道 裏千家	4
舞踊	2	茶道 裏千家 (男性専科)	1
健康ヨガ	3	茶道 遠州流	2
ハワイアンフラダンス	2	小笠原流 煎茶	1
オリジナルソング (洋裁)	1	源氏物語	1
編み物 (手編み)	1	宇治拾遺物語 平家物語	1
和裁	2	気軽につくる俳句	1
写真	1	英会話	1
いけ花 池坊	1	Morning Glory (英会話)	1
いけ花 小原流	1	小学生英会話	4
うたごえ講座	1	チェケッツ明子先生の英会話	1

○ 特別講座

継続講座	笑いヨガ講座、社交ダンス講座、仏画講座、ベリーダンス講座、リフォーム講座等
新規講座	チャイナストレッチ講座、子宮I B Tセルフケアエクササイズ講座、ハーブ講座、オカリナ講座、子ども袋物親子で作成講座、ルーシーダットン(タイ式ヨガ)講座、琵琶の世界講座等
その他	一般学習者の要望や社会のニーズに対応したタイムリーな講座等を企画

○ 講師会議

当会館における生涯学習講座の一層の充実を図るため、年度当初に講師会議を開催して講座開講の目的や基本方針等について連絡調整を図る。

当会館の生涯学習講座はワーク・ライフ・バランスの視座からの開講であり、高度で充実した講座内容を提供することで受講者の学習成果の向上を図るとともに、地域社会で活躍する人材育成に寄与することを目的とすることを講師会議で共通認識する。

また、講師相互の交流を深める機会とする。

3) 生涯学習等の成果の発表

一般県民に向けて、当会館の生涯学習講座の成果を発表・展示し、県民の生涯学習への一層の理解と学習意欲の向上を図る。具体的には、「女性会館フェア」等を公共的な会場において開催して、生涯学習講座の受講者の学習成果を公開發表し、講師、受講者相互の評価・交流、県民のワーク・ライフ・バランスの理解の機会とする。

女性会館フェアの企画にあたっては、講師・受講者による企画委員会を設置し、フェアの開催や時期・内容等について講師・受講者の意向を反映させていく。

第27回秋田県女性会館フェアの開催・時期・内容の決定
第27回秋田県女性会館フェア企画委員会の設置
生涯学習推進等を趣旨とした事業を行う他機関との連携による生涯学習の普及・啓発

4) 生涯を通じた女性の健康づくり支援

女性のエンパワーメントの理念に基づく生涯を通じた女性の健康づくりを支援し、いきいきとした活動的な社会生活・職場生活・家庭生活づくりに寄与する講座を開催する。女性自身の健康的自立・自律に向けた講座を中心に行うが、女性の各ライフステージの課題解決のためには社会や家族の理解・支援が必要であることから、男女共同参画の視点を重視する。

女性は生命を生む特質性から、生涯にわたってライフステージごとに心身の状況や生活の様態の変化が大きく、それに対応できる自立・自律した健康管理が必要である。当会館では、女性の健康に関する学習機会を提供し、女性が各ライフステージでいきいきと活躍できるように支援するものである。

講座は、テーマや趣旨と関連する専門的な他機関や団体等とも連携して内容を充実させて実施する。

継続講座	ピラティス講座等
新規講座	基礎体力アップ講座、認知症予防講座、健康寿命を延ばす講座等
その他	すべての女性が生涯を通じて自立・自律して生きるための心身の健康に関する講座を社会のニーズに対応してタイムリーに企画

(2) 男女共同参画に関する各種情報の収集・整理・提供

女性のエンパワーメントの課題解決に必要な情報や、自発的な学習・活動を推進するための各種情報の収集・整理・提供をすることで、社会の構成員たる女性の男女共同参画への意識の啓発を図ることを目的とする。

公益財団法人秋田県女性会館情報誌「プラツL」の発行（年4回程度）
プラツL情報コーナーの充実
配架資料等のリスト化等

(3) 女性の人権に対する意識の向上及び社会活動への参画に関する調査研究

女性の人権に対する意識の向上及び社会活動への参画に関する調査研究並びに提言等を行うことにより、県民の男女共同参画事業のプログラム開発に資するための基礎となる調査研究報告として発信し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

平成25年度～28年度には、テーマを「男女共同参画の理念が理解されるために」と設定した1回目の調査研究事業を実施し、平成29年度は調査研究報告書に基づき、調査研究の結果を公表する男女共同参画シンポジウムを開催して県民の男女共同参画推進の課題を共通認識する機会とした。

平成30年度は、2回目の調査研究事業のスタートにあたり、テーマの設定や調査研究委員会の設置等、3年間で1調査研究をめどにした事業計画のもとに進める。